

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年9月28日
【会社名】	株式会社デュアルタップ
【英訳名】	Dualtap Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 貴弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6893-0001
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 本田 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6893-0001
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 本田 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2018年9月27日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2018年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 10円  
配当総額 34,255,980円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2018年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、2018年4月1日より経営効率の向上を図るため、本社機能を東京都港区から東京都品川区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条（本店所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

臼井貴弘、藤村由美及び本田一郎を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

都甲孝一、松田秀正、酒井康弘及び木呂子義之を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	21,579	152	-	(注)1	可決 93.52
第2号議案	21,618	113	-	(注)2	可決 93.69
第3号議案					
白井 貴弘	21,581	150	-	(注)3	可決 93.53
藤村 由美	21,580	151	-	(注)3	可決 93.53
本田 一郎	21,580	151	-	(注)3	可決 93.53
第4号議案					
都甲 孝一	21,577	154	-	(注)3	可決 93.52
松田 秀正	21,577	154	-	(注)3	可決 93.52
酒井 康弘	21,577	154	-	(注)3	可決 93.52
木呂子 義之	21,577	154	-	(注)3	可決 93.52

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上